

第6条【天皇の任命権】

- ① 天皇は、国会の指名に基いて、(1)を任命する。
- ② 天皇は、(2)の指名に基いて、(3)の長たる裁判官を任命する。

第7条【天皇の国事行為】天皇は、内閣の(4)と承認により、国民のために、左の(5)に関する行為を行ふ。

- 3 衆議院を(6)すること。

第65条【行政権】行政権は、(7)に属する。

第66条【内閣の組織、国会に対する連帯責任】

- ① (8)は、法律の定めるところにより、その(9)たる内閣総理大臣及びその他の(10)でこれを組織する。
- ② 内閣総理大臣その他の(11)は、(12)でなければならない。
- ③ (13)は、行政権の行使について、(14)に対し連帯して責任を負ふ。

第67条【内閣総理大臣の指名、衆議院の優越】

- ① 内閣総理大臣は、国会議員の中から(15)の議決で、これを(16)する。この(17)は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
- ② 衆議院と参議院とが異なつた指名の(18)をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の(19)を開いても(20)が一致しないとき、又は(21)が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、(22)が、指名の議決をしないときは、(23)の議決を(24)の議決とする。

第68条【国務大臣の任命及び罷免】

- ① 内閣総理大臣は、(25)を任命する。但し、その(26)は、国会議員の中から選ばれなければならない。
- ② 内閣総理大臣は、任意に(27)を罷免することができる。

第69条【内閣不信任決議の効果】(28)は、衆議院で(29)の決議案を可決し、又は(30)の決議案を否決したときは、(31)日以内に衆議院が(32)されない限り、(33)をしなければならない。

第72条【内閣総理大臣の職務】内閣総理大臣は、(34)を代表して議案を(35)に提出し、一般国務及び外交関係について(36)に報告し、並びに行政各部を(37)する。

第73条【内閣の職務】内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 1 法律を誠実に執行し、(38)を総理すること。
- 2 (39)関係を処理すること。
- 3 (40)を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の(41)を経ることを必

要とする。

- 4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 5 (42)を作成して国会に提出すること。
- 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、(43)を制定すること。但し、(44)には、特にその法律の委任がある場合を除いては、(45)を設けることができない。
- 7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び(46)を決定すること。

第 76 条【司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立】

- ① すべて(47)は、(48)裁判所及び法律の定めるところにより設置する(49)裁判所に属する。
- ② (50)裁判所は、これを設置することができない。(51)は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべて裁判官は、その(52)に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ(53)される。

第 77 条【最高裁判所の規則制定権】

- ① (54)裁判所は、訴訟に関する手続、(55)、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
- ② (56)は、(57)裁判所の定める規則に従はなければならない。
- ③ (58)裁判所は、(59)裁判所に関する規則を定める権限を、(60)裁判所に委任することができる。

第 78 条【裁判官の身分の保障】裁判官は、裁判により、心身の(61)のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の(62)によらなければ罷免されない。裁判官の(63)処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第 79 条【最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬】

- ① 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、(64)でこれを任命する。
- ③ 前項の場合において、(65)の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

第 80 条【下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬】

- ① 下級裁判所の裁判官は、(66)の指名した者の名簿によつて、(67)でこれを任命する。その裁判官は、任期を(68)年とし、(69)されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

第 81 条【法令審査権と最高裁判所】最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する(70)裁判所である。

第 82 条【裁判の公開】

- ① 裁判の(71)及び判決は、(72)法廷でこれを行ふ。
- ② 裁判所が、裁判官の(73)で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、(74)は、(75)しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の(76)は、常にこれを(77)しなければならない。

第 92 条【地方自治の基本原則】 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、(78)に基いて、法律でこれを定める。

第 95 条【特別法の住民投票】 一の地方公共団体のみに適用される(79)は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の(80)の(81)においてその(82)の同意を得なければ、(83)は、これを制定することができない。

第 96 条【改正の手續、その公布】

- ① この憲法の改正は、(84)の総議員の(85)分の 2 以上の賛成で、(86)が、これを発議し、(87)に提案してその(88)を経なければならない。この(89)には、特別の(90)又は国会の定める選挙の際行はれる(91)において、その(92)の賛成を必要とする。
- ② 憲法改正について前項の(93)を経たときは、(94)は、(95)の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを(96)する。

番号が違ってても同じ言葉が入るところがありますのでご注意ください。

解答は各自教科書で確認しましょう。

漢字のところは漢字以外不可